

Energize

私たちはお客様の“元気”をサポートします！

事業承継のポイント①:承継させる側 (前編)

税理士法人の代表を山本に承継して一年が経ちました。「どうなることか」と心配しながら見守ってくださっていた皆様からも、最近では事業承継の方法についてご質問をいただくことも多くなりました。

事業承継させる側からの手順や心構えや考えるべきことについてまとめてみたいと思います。

(1) 後継者を決める

当然ながら事業承継の最大の課題である第一歩は後継者の指名です。

後継者を選ぶ要素は三つ。一つは本人の資質、二つ目は本人の覚悟、三つ目は価値観の一致です。

まず、後継者の資質として必要だと感じるのは

- ① 真摯であること。誠実であり、ブレない信念・理念に真摯に向き合えること。
- ② 明るくタフであること。身体と心が誰よりも頑丈で先頭で戦い抜けること。
- ③ 群れないこと。親しくしても群れずイザという時には孤独に耐えて決断できること。
- ④ 夢を語れること。皆がワクワクする大きな夢を語り未来を創れる人であること。
- ⑤ 変化できること。自分と向き合い逃げずに自己否定、自己革新できること。

二つ目は覚悟。当然ながらトップに立つということは組織に対する全責任を取ることになりますから、本人の家族の承認も含めて「経営者になる」という覚悟の確認が必ず必要です。本人の覚悟を確認しないまま「仕事はできるから〇〇に継がせる」と希望的観測だけで後継者を決めていて、イザとなったときにあっさり断られる社長をたくさん見てきました。

三つ目は価値観が合うこと。価値観が合い話が通じて好ましい相手であることです。いくら能力が高くても覚悟があっても「気に入らない」「好きじゃない」「気に障る」相手を育てて大切な事業を譲るなんてことは楽しくありませんよね。最後は自分の好き嫌いを大切にすべきです。

(2) 後継者の右腕・左腕を育てる

自分の右腕・左腕はそのままで後継者の右腕・左腕にはなりません。

自分のNO. 2を後継者の補佐に就かせて後継者に「言う通りやれば良い」などという社長がいますが、それで上手く行くはずがありません。後継者を育てながら、同時に後継者の右腕・左腕を後継者自身に育てさせる必要があります。それが育ったときに事業承継時期でもあるのです。

自分の右腕・左腕にどう満足行く処遇をするのかは社長の最後の役割です。もし、後継者が先代の右腕・左腕を立てながら上手く使えるほどの人物であれば、それは理想的な本当に素晴らしい後継者だと言っても良いと思います。非常にハードルが高いのが現実だと思います。

良いNO. 2も後継者選びと重なる部分があり、価値観を共有できる人であり、やはりなんとなくでも好きな人である必要があります。どこかの本にあるような「社長の欠点を補える人」だとか「社長に遠慮せずに苦言を言える人」など中小企業には必要ありません。必要なのは、社長の指示を具体的に直ぐに実行に移す指揮を取れる人、ある意味でイエスマンだと思います。世界的打者のイチローだって三割しかヒットを打てません、社長の決断も七割は間違っています。その決断をすぐに実行に移しやり切って答えを出してくれるからこそ次の決断ができるのです。反対意見をグズグズ述べて行動しないNO. 2なら即切るべきだと思います。

《4月号に続く・・・》

◆消費税について

いまさら消費税?という声もあるかと思いますが中小企業にとって最も注意すべき税目と考え、改めてご説明したいと思います。

●消費税とは

消費に広く公平に負担を求める間接税です。間接税とは納税者(会社)が課せられた税を直接負担するのではなく消費者などが負担するようになっている税のことです。会社も消費税を納付するので直接負担しているように思えますが実は売上に含めて預かった額(売上100万円に対して仮受消費税8万円)と仕入れに含めて支払った額(仕入50万円に対して仮払消費税4万円)との差額8万円-4万円=4万円を納めているに過ぎないのです。

現在の税率は消費税6.3%と地方消費税1.7%の合計で8%となっております。2019年10月1日より8%が10%になることが決定しています。(2018年2月現在)新規滞納額が一番多い税目です。平成28年の新規滞納額6,221億円のうち消費税は3,758億円(全体の60%)です。(国税庁HPより)

●なぜ滞納しやすいのか

法人税は赤字決算であれば均等割りのみの納付で済んでしまうのに対し、消費税は上記のように預かったお金を納付するという考え方のため赤字であってもそれなりの金額の納付が必要となります。

中小企業は特にですが日々の運転資金に余裕があるわけではありません。お金に色はありませんから預かっている、つまりは将来納付すべき消費税を納付すべき時期には運転資金として使ってしまったのです。一度滞納してしまうと滞納分を支払っていく一方で次々に新しく納付すべき消費税が生まれますので滞納を解消するのはかなり難しくなります。

●自社の消費税の計算方法を知っていますか?

消費税の計算方法は2種類あります。

★通常の計算:消費税計算の原則的な方法です。計算の概要は下記の通り。

$$(\text{税抜き売上} \times 8\%) - (\text{税抜き仕入、その他経費} \times 8\%)$$

※ただしその他経費のうち給与や保険料は消費税対象外ですので、精緻な納税額は会計ソフトの機能を使って集計することにより計算します。

★簡易課税制度:2期前の課税売上高が5,000万円以下で簡易課税制度の届出を提出している場合に適用可。この場合、売上金額が分かれば下記の計算式により自社でも納税額を計算することが可能です。

$$\text{税抜き売上} \times 8\% \times (1 - \text{みなし仕入率 (業種により} 90\% \sim 40\%)) = \text{納付が必要な消費税額}$$

●予定納税

前期の課税売上高によって予定納税の回数が0回、1回、3回、11回となります。自社の回数は弊社担当者にご確認ください。

予定納税1回あたりの金額は原則として同額となります。例えば3回納付の会社であれば前期に納付した消費税額の4分の1を3か月ごとに納付することになります。

●結論

消費税は意図的に節税する事が難しい税目です。そのため事前対応として毎月決まった金額を定期預金に預けておく等の仕組みで納付額をきちんと準備する方法がが望ましいと言えます。自社は毎月いくらずつ積み立てておけば安心なのか、どのタイミングで納付が必要なのか、等につきましては弊社の各担当者までご相談ください。

★ 悩める資産運用第1弾！

仮想通貨交換業者コインチェックの不正流失事件を受け、交換業者の安全管理体制や仮想通貨の利用者保護のルールに注目が集まっていますので今回は「仮想通貨」に関してレポートをお送りいたします。

仮想通貨は世界中とつながっているインターネット上のお金のことです。つまり、海外との取引の際に手数料があまり掛からず、国ごとの通貨価値（為替）の差もそれほど生まれず、世界共通の単位のお金として使うことができます。仮想通貨はどこかの国や公的機関が発行しているものではなく、民間で仮想通貨の仕組が運用されています。

● 仮想通貨の安全性管理は？

それでは、顧客の仮想通貨や預かり金はどのようにして管理されているか、交換業者が倒産した場合には顧客の資産は守られるのか、現状を見てみましょう。

2017年に始まった改正資金決済法では、仮想通貨交換業者に仮想通貨と預かり金のそれぞれについて顧客と自社の資産を明確に分けて管理するよう義務付けています。交換業者が顧客資産に手を付けて返金できない事態に陥るのを防ぐためです。

● 分割管理基本も保証されず

多くの交換業者は顧客から預かった現金を銀行預金口座に、仮想通貨を「ブロックチェーン」と呼ばれる電子上の台帳に管理しています。帳簿上の数字と実際の残高を毎営業日に確認し、不足が生じたら一定期間内に補填することが求められています。分別管理などが適切に行われているかどうかについては監査が義務付けられています。

ただし、実際には交換業者と監査法人の間であらかじめ合意した手続きを実施するという水準で、結果は交換業者に報告するだけにとどまっているのが実情の様です。

では、交換業者が資金不足などを理由に破綻した場合、顧客の仮想通貨や現金はどうなるのでしょうか？
実は分別管理されているからといって顧客の元に資産が戻ってくるという保証はありません。

破綻した際には従業員の賃金や他の優先債権などへの弁済が先となり、一般の債権者である投資家への返済額は一部となる可能性があります。仮想通貨は相場変動が激しく、倒産時に手元の戻る額はかなり少なくなる可能性もあります。

● 保護機構は？

これは一般的な金融商品と大きく異なる点です。例えば株式は証券保管振替機構、預金は預金保険機構、生命保険であれば生命保険契約者保護機構によって顧客財産を守る仕組みがあります。外国為替証拠金（FX）取引でも業者に対して証拠金などの顧客資産を信託保全するように義務付けており、FX業者が破綻しても顧客資産は守られます。仮想通貨もFX取引と同様に供託・信託を義務化するべきだという意見はありますが、法的な問題からまだ具体化していません。

もともと、今回のコインチェックの問題で改めて露呈したように、仮想通貨の最大のリスクはハッキングなどによる不正流出です。仕組みやリスクを十分に理解してご利用ください。



（株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

現状では仮想通貨は投機的な投資の対象となっています。仮想通貨取引をする方の「資産」を守る仕組みは、他の金融商品と比べて脆弱状態にあることを十分に認識しておく必要があります。4月より三菱UFJ信託銀行が仮想通貨を信託財産として預かるサービスを開始する予定です。

今月の yoko-so



今月は会計事務所の年明け最大のイベント「確定申告」がありました。yoko-soでは今年も気合いを入れて取り組みました。そんな今月の様子を報告をさせていただきます！

変わらないは、つまらない。



**確定申告
無事完了しました！**



会計事務所で3月といえばなんと言っても確定申告です。yoko-soでは毎年、期限である3月15日の1週間前までの全件完了を目標に掲げ取り組んでおります。今年は業務改善委員会が中心となり、秋から何度も打合せをし綿密なスケジュールを立て、くりかえし社内会議でスタッフ全員にスケジュールをたたきこんできました。チーム一丸となって取り組んだ結果、今年は例年にないほどスムーズに進み、9日の打ち上げでは写真のように全員がテンションMAX！となりました。スタッフのがんばりもありますが、ひとえにお早めに資料をお送りいただきましたお客様のお蔭でもあります。ご協力いただきました皆様、心より感謝を申し上げます。確定申告は終わりましたが3月決算の申告が完了する5月末まで会計事務所の繁忙期は続きます。いま一度気を引き締め、これからもお客様に最大限貢献できるようyoko-so一同頑張ります。

次号予告

来月は早4月ですね！4月からyoko-soには男女1名ずつ計2名の新入社員が入社します。昨年入社した二人も4月からは先輩になると思うと感慨深く感じます。2年目のスタッフのみならず入社〇年の古株のスタッフもyoko-soクレドバリューである「憧れの先輩」のように一人ひとりが面倒見のいいかついい先輩を目指したいと思います。来月号ではフレッシュなメンバーをご紹介します！お楽しみに。

今月の一言…“良薬は口に苦し”

この世には不要なものがないように、この世には偶然ごとはありません。
この世に存在するものは、すべて必要なものであり、この世で起きる出来事は、みな必然事です。われわれは自分の運命の支配者です。

＜ 船井幸雄 ＞

だからこそすべては自分の選択なのですね。私の一番好きな言葉の一つです！

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (v o l . 1 1 9)

★ 先日創業22年の会社の経営者の方にお伺いさせていただきました。私は初めて訪問させていただいたのですが、お話をお聞きし特に心に響いたのが、社長の社員への熱い思いでした。一生懸命働いてくれる社員が結婚をしたり、子どもが生まれたり、家を建てたりと出費が多くなっている。何とか少しでも豊にしたいので決算賞与を出してあげたい。毎月のやり繰りも大変だろうからベースを少しでも上げてあげたいと目を輝かせておられました。新規創業とはまた違った熱い熱いパワーをいただいて参りました。(NISHIO)

★ 税務署OBの方の集まりがあり食事会に参加してきました。OBということで、当然、興味は調査の現場に集中し、色々とお話を伺っていたのですが、逆にOBの方から「どれくらい調査来てる？」と質問されたので「全体の7～8%ですかね～」と答えたら、「えっ…?」（一瞬絶句。）どうやら横総のお客様に対する調査率は平均よりかなり低いようです。お客様に普段から書類の整理や会社の規定整備にご対応頂いている結果ですが、これからもお客様を守ることができるよう私たちも尽力したいと思います。(YAMAMOTO)

★ 最近の対応する案件で、事業承継を見据えたご相談が増えています。団塊世代が60代後半になる中で将来会社をどのように残すのか本気で考え始めた状況なのでしょう。承継する段階において、会社の未来図を後継者と共有する時間はサポートする側からも、必要性を痛感します。組織は未来に焦点を合わせてこそ、変化すべき課題が明確になり、その為のシナリオを経営計画として形にすることで具体的な行動に繋がっていきます。承継計画立案を通じて、日本の事業承継を下支えしていきたいと思います。(TOCHIKURA)

★ 50歳の頃、365日の飲酒、一日2箱の煙草に一日18時間年間休日30日の超加重労働で、高血圧、動脈硬化、脂肪肝、通風、無呼吸症候群と・・・ガムシヤラな時代のツケとストレスが貯まり体重は90キロ目前、駈の階段さえ息が切れるボロボロの身体に変わり果てた自分がいました。そんな時に30年ぶりに山の仲間に来て蘇った「頭のおかしい自分」が「60歳までにエベレストに行こう」と決めました。

そして55歳、15キロ減量し身体の悪いところもなくなり「yoko-so エベレストプロジェクト」をスタートしました。まずは入門登山でヒマラヤ6千m峰に遠征し、欧州最高峰エルブルース、モンブラン、マッター



ホルン、ヒムルンヒマール(7129m)日本人第三登、ロブチェ、アマダブラム、マナスル、エクアドルのチンボラソ・・・と、登れた山も登れなかった山もありますが海外で経験を積んできました。ただ、エベレストは地震やストや催行未済でなかなか挑戦できないままとなっていました。今月61歳になり一年遅れましたがいよいよ今春4月4日エベレストに向けて出発します。ちょうど二ヶ月間の遠征、6月に元気で帰国して地球のてっぺんの景色についてご報告したいと思います。感謝！

(IZUMI)

TEAM yoko-so

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント / 株式会社横浜総合フィナンシャル / 株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日!

日時 : 平成30年4月12日(木) / 10時~18時

場所 : 横浜総合事務所セミナールーム

募集 : 5社限定 料金一社 54,000円

昼食代込 (お二人迄参加可)

★ “未来創造塾” 毎月開催、経営者セミナー <※※※年間会員募集中※※※>

第87回「経営計画が未来を変える! 目標達成の仕組み作りのポイント」

講師 : 株式会社横浜総合マネジメント 取締役 栃倉 恒敬

日時 : 平成30年4月18日(水) / 16時~18時、終了後実費にて懇親会

場所 : 横浜総合事務所セミナールーム

募集 : 都度参加会費 5,000円

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、社会保険労務士法人エール

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人フードアカウンティング協会

(株)パワーズアンリミテッド、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります